

新潟市食品衛生法施行条例の一部改正について

1 改正の理由

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)が平成30年6月13日に公布され、その一部が令和2年6月1日に施行されることから、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第50条の規定に基づき、本条例第3条において公衆衛生上講ずべき措置に関し、管理運営基準が規定されている。今回の改正法により、この基準は食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)で規定されることとなったため、本条例から当該規定を削除する。ただし、施行日から起算して1年間は旧基準による旨、改正法にて経過措置が定められていることから、同様の経過措置規定を設ける。
- (2) 改正法に伴う食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)の改正により、表記の近代化のための形式的な改正がされたことに伴い、本条例別表第4に掲げる食品営業許可業種名の表記の改正を行う。

3 パブリックコメントを実施しない理由

今回改正した内容は、市民意見提出手続条例の適用除外を定めた第4条第1項第3号「国又は新潟県の政策と実質的に同一の内容を定める必要のあるもの」に該当すると判断し、実施しないこととした。